

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第36号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年7月3日 04時00分ごろ
発生場所	北海道紋別市紋別港東方沖 紋別港北副防波堤灯台から真方位096° 6.3海里付近 (概位 北緯44° 20.38' 東経143° 30.85')
事故等調査の経過	平成26年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十八 ^{じんえい} 仁恵丸、9.7トン HK2-21212（漁船登録番号）、個人所有 第200-25495号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員A
死傷者等	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、紋別港東方沖において、底建網の撤去作業中、甲板員Aが、前部甲板で揚収した底建網の錨（以下「本件錨」という。）に結ばれていた錨綱を外そうとしていた。 船長は、本件錨と反対側の錨を揚収しようと、操舵室右舷側に設置されたドラムに錨綱をかけて巻き始めたところ、本件錨が操舵室に向けて引きずられ、平成26年7月3日04時00分ごろ、作業中の甲板員Aの右手が本件錨と操舵室前壁に挟まれた。 船長は、この状況を目撃したもう一人の甲板員の叫び声で本事故に気付いてドラムを停止させたが、甲板員Aは、右手親指裂傷等を負った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：03時46分ごろ
その他の事項	船長は、本件錨と反対側の錨の錨綱をドラムにかけるところ、間違えて本件錨側の錨綱をドラムにかけていた。 甲板員Aは、平成26年4月から本船で底建網漁を行っていた。 甲板員Aは、合羽上下、ゴム手袋、帽子を着用し、長靴を履いていた。 乗組員は全員、救命胴衣及びヘルメットを着用していなかった。

	<p>錨綱は、直径約16～18mmの化学繊維製であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、紋別港東方沖で底建網の撤去作業中、船長が、錨を揚収する際、間違えて前部甲板に揚収済みの本件錨側の錨綱をドラムにかけて巻き始めたことから、本件錨が操舵室に向けて引きずられ、作業中の甲板員Aの右手が本件錨と操舵室前壁に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、紋別港東方沖で底建網の撤去作業中、船長が、錨を揚収する際、間違えて前部甲板に揚収済みの本件錨側の錨綱をドラムにかけて巻き始めたため、本件錨が操舵室に向けて引きずられ、作業中の甲板員Aの右手が本件錨と操舵室前壁に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラムでロープ等を巻き揚げる際は、甲板作業に従事する者の安全を確認した後に操作を行うこと。 ・漁具等の撤去作業を行う際は、ヘルメットを着用することが望ましい。